

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】平成23年6月30日(2011.6.30)

【公表番号】特表2007-519982(P2007-519982A)

【公表日】平成19年7月19日(2007.7.19)

【年通号数】公開・登録公報2007-027

【出願番号】特願2006-551621(P2006-551621)

【国際特許分類】

G 03 G 9/09 (2006.01)

G 03 G 9/08 (2006.01)

G 03 G 9/087 (2006.01)

【F I】

G 03 G 9/08 3 6 1

G 03 G 9/08 3 7 4

G 03 G 9/08 3 8 1

【誤訳訂正書】

【提出日】平成23年4月27日(2011.4.27)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】特許請求の範囲

【訂正対象項目名】全文

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

金属色相を有し、金属顔料を含んで成るトナーであって、前記金属顔料が、脂肪酸、少なくとも1種の酸のアミド、少なくとも1種の酸の塩、オレフィン系材料、天然ワックス、合成ワックス、ポリマー、およびそれらの組み合わせから選ばれる有機層を含むトナー。

【請求項2】

前記トナーが、さらに、シリケート、チタネートまたはアルミネートのコーティングを含む、請求項1に記載のトナー。

【請求項3】

前記トナーが、疎水性のヒュームド金属酸化物でコーティングされたものである、請求項1または2に記載のトナー。

【請求項4】

脂肪酸、少なくとも1種の酸のアミド、少なくとも1種の酸の塩、オレフィン系材料、天然ワックス、合成ワックス、ポリマー、およびそれらの組み合わせから選ばれる有機層を含む、トナー用の金属顔料。

【請求項5】

前記金属顔料が、さらに、シリケート、チタネートまたはアルミネートのコーティングを含む、請求項4に記載の金属顔料。

【請求項6】

a) 金属顔料に、脂肪酸、少なくとも1種の酸のアミド、少なくとも1種の酸の塩、オレフィン系材料、天然ワックス、合成ワックス、ポリマー、およびそれらの組み合わせから選ばれる有機層を付与することにより、被覆された金属顔料を得る工程、および

b) 前記被覆された金属顔料をトナー材料と組み合わせる工程、を含む、金属色相を有するトナーの製造方法。

【請求項7】

工程 a )において、金属顔料に、さらに、シリケート、チタネートまたはアルミニートのコーティングが付与される、請求項 6 に記載の方法。

【請求項 8】

さらに、

c ) 工程 b ) から得られたトナー材料に疎水性ヒュームド金属酸化物を表面コーティングする工程、

を含む、請求項 6 または 7 に記載の方法。

【誤訳訂正 2】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0035

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0035】

例 5 (比較) :

使用した顔料がシリケートだけで被覆されたものであったことを除き、実施例 3 を繰り返した。この結果は、金色の色相の特性が不十分であるというものであった。

【誤訳訂正 3】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0036

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0036】

例 6 (比較) :

使用した顔料はシリケートだけで被覆されたものであったことを除き、実施例 4 を繰り返した。結果は、金色の色相の特性が不十分であるというものであった。